

発議第6号

米原市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年6月2日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

提案理由

米原市役所本庁舎の竣工に伴い、新議場には電子採決システムが導入された。本会議における表決の手法について、電子採決システムによる表決を可能とするため、この案を提出するものである。

米原市議会会議規則の一部を改正する規則

米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システムの賛成ボタンを押させることによって表決をとることができる。

第76条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立の方法に代えて、電子採決システムによる表決をとることができる。

付 則

この規則は、令和3年6月2日から施行する。

米原市議会会議規則新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(起立による表決) 第70条1・2 略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システムの賛成ボタンを押させることによって表決をとることができる。</u></p> <p>(簡易表決) 第76条 略</p> <p><u>2 前項ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立の方法に代えて、電子採決システムによる表決をとることができる。</u></p>	<p>(起立による表決) 第70条1・2 略</p> <p>(簡易表決) 第76条 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米原市役所本庁舎の竣工に伴い、新議場に導入された電子採決システムによる表決の方法を可能とするため、この改正を行う。